

連休はいかがお過ごしでしたか。

5月1日には、原電が東海第二原発の「特別点検（運転期間延長認可の申請に必要な設備の経年変化に対する安全性確認）を、5月中旬から開始する」と、村に説明したとのことでした。

また、3日の憲法記念日には、安倍首相が、歴代首相で初めて「2020年施行」と期限を切って、憲法9条の改定を表明しました。

オリンピック、パラリンピックの東京開催を利用した安倍政権の数々の暴走を許さず、国民主権の日本国憲法を守りましょう。

原電が、議会全員協議会に「特別点検実施」を説明

原電は、これまで住民の質問に対し、「新基準に基づく適合性審査対応が最優先で、特別点検や延長運転申請については判断できる状態ではない」と回答してきました。現在も、適合性審査は、「加速される」との報道はあるものの継続中で、今なぜ「特別点検実施」なのか説明に一貫性がありません。

延長運転申請の期間が、今年8月28日～11月28日と限定されていることから、これに間に合わせるには、約5～6ヶ月要すると言われる特別点検を今始めなければならないということは明らかです。

しかし、全協では具体的に質問しても「延長運転のための申請をするかどうか判断できないため決めていない」に、終始していました。「住民を愚弄する態度」、「延長運転申請」は許せません。

それにしても、全協がこれから始まるというときに、全協開催の部屋で原電の職員とある議員が耳打ちをしていました。東海第二原発の再稼働を応援していると思われる議員でしたが、これだけ住民が心配する案件を抱

えた事業所と親密そうな態度をこうした場所でするとはいかがなものでしょうか。

3.11を忘れない東海イレブンアクションに参加

東海第二原発の再稼働反対！ 11日東海駅東口 18時～19時

毎月11日に、駅東口で行われている「イレブンアクション」に参加しました。「東海村が、子育てや地域ぐるみのまちづくりを推進するならなおさら、村長は、子どもや住民の被ばくの可能性は無くすよう、東海第二原発の再稼働に反対するべき」というお話をされていた方がいましたが、全く同感です。

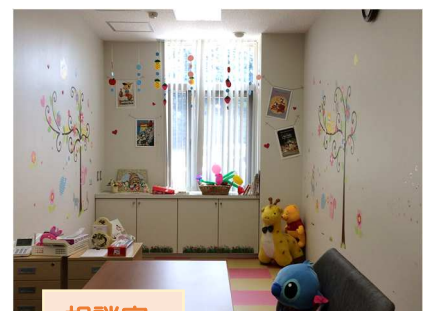
東電福島第1原発事故とその被害を、決して忘れてはなりません。



東海村子育て包括支援センター
はぐ♡くみ 4月からオープン

妊娠から就学前までの相談や支援を一括で担います。ぜひご利用を。

東海村保健センター内にオープンした「はぐ♡くみ」。2016年の母子保健法改正により法定化(今年4月施行)され、地域の実情などを踏まえながら、20年度末までに全市町村で設置する努力が求められました。全体統括の「母子健康コーディネーター」など保育士や看護師の資格を持つ村職員計5人の態勢で、母子健康手帳を交付し、手続きの際に母子の家庭環境などを聞き取り、必要に応じて支援計画を作成する。産後も授乳方法などをアドバイス。心強いセンターです。



相談室